学校感染症罹患証明書の記入について(ご依頼)

学校保健安全法に定められた感染症に罹患した本学学生について、診断内容、出席停止期間等を下記に ご記入いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】 天理大学 学生支援課 TEL:0743-63-8148

学校感染症罹患証明書

学籍番号(本人記入)

学生氏名

上記の学生は、学校保健安全法施行規則第18条に定める『学校において予防すべき感染症』に罹患しましたので報告します。

証明書発行日 年 月 日

※該当する病名の欄に○印をつけてください。

種類	〇印	病名	出席停止期間の基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)						
第 1 種		病名()	治癒するまで						
第 2		インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで						
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで						
		百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで						
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで						
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで						
種		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで						
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで						
		咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで						
		結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで						
		髄膜炎菌性髄膜炎	アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア						
第 3 種		・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス							
		腸管出血性大腸菌感染症							
		パラチフス							
		流行性角結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで 						
		急性出血性結膜炎							
		その他の感染症 ※ ()							

※その他の感染症の例

- ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑(りんご病) ・マイコプラズマ感染症
- ·流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) ·EBウイルス感染症 ·帯状疱疹

								_
出席停止期間 *	年	月	日	~	年	月	日	

*診断時点で出席停止期間の判断が困難な場合は、最低出席停止が必要と考えられる期間をご記入ください。 上記期間以上に症状が長引く場合、再受診時に改めて罹患証明書を発行いただきますよう、お願い申し上げます。

医療機関名

上記感染症により、上記の期間、出席停止 が必要であったことを証明します。 住 所

医 師 名